

復興特区法に基づく課税の特例に係る指定の状況(平成 25 年 3 月末現在)について

東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）に基づく課税の特例の適用を受けるためには、認定地方公共団体による指定事業者等の指定が必要です。

今回、平成 25 年 3 月末現在の課税の特例に係る指定の状況について、復興庁において取りまとめましたので公表します。

1. 平成 25 年 3 月末現在における、指定事業者等の数及び指定件数は以下のとおりです。

指定件数	課税の特例の法の根拠				
	第 37 条	第 38 条	第 39 条	第 40 条	計
3 月末現在	888	696	50	2	1,636
(参考) 2 月末現在	727	624	47	2	1,400

- ・ 法第 37 条の特例：機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除
- ・ 法第 38 条の特例：被災雇用者等を雇用した場合の税額控除
- ・ 法第 39 条の特例：開発研究用資産の特別償却等
- ・ 法第 40 条の特例：新規立地促進税制

指定事業者等の数	3 月末現在	1,352
	(参考) 2 月末現在	1,149

(注 1) 課税の特例ごとに指定を受けなければならないことから、1 社で複数の特例について指定を受けている指定事業者等があるため、指定件数より指定事業者等の数が少なくなります。

2. 平成 25 年 3 月末現在における、各県ごとの状況は以下のとおりです。

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	計
指定件数	150	205	438	433	410	1,636
指定事業者等の数	138	184	358	384	321	1,385

(注 2) 複数の県で指定を受けている事業者等があるため、各県の指定事業者等の数の合計は上述の「指定事業者等の数 3 月末現在 1,352」と一致しません。

本件連絡先：

復興庁（復興特区班）伊藤、佐々木（潔）、大村、久住、荻野、佐々木（健）

TEL：03-5545-7234

平成25年5月7日

平成24年2月から平成25年3月末までに青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において指定を受けた事業者等の数は1,352であり、その投資見込額は約9,700億円、被災者の雇用予定数は約6万4千人である。

指定事業者等による投資見込額は、約9,700億円（注）

（県別内訳）

青森県 約 317億円

岩手県 約 695億円

宮城県 約 2,477億円

福島県 約 2,044億円

茨城県 約 4,182億円

（注）指定事業者等が指定を受け
る際に提出する計画に記載した数
字の合計

（事例）

・岩手県大船渡市で被災したA社は、グループ補助金及び復興特区法第37条の課税の特例を活用し、平成24年7月に同市内の内陸部に新工場を移転建設。

・設備投資は総額17億円、新規に7人を雇用。



指定事業者等による被災者の雇用予定数は、約6万4千人（注）

（県別内訳）

青森県 約 3,150人

岩手県 約 4,270人

宮城県 約 16,630人

福島県 約 17,820人

茨城県 約 22,230人

（注）指定事業者等が指定を受け
る際に提出する計画に記載した数
字の合計

（事例）

・宮城県石巻市で被災したB社は、復興特区法第38条の課税の特例の指定を受け、平成24年12月時点で35人、平成25年4月時点で43人を雇用。

・今後、50人まで雇用する予定（このうち、新規雇用は19人となる予定）。

